

令和2年3月11日

足立区内指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所
管理者様

足立区福祉部高齢者施策推進室長付
介護保険課長 向井 功至

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議等への対応方針について（通知）

日頃より、足立区の介護保険行政にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、各事業所において厚生労働省からの通知に基づき感染防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、国内において感染経路が特定できない症例が複数発生している等、感染のまん延が懸念されています。

そこで、運営基準において開催が義務付けられているサービス担当者会議等については、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、足立区としての対応方針を次のとおりとしますので、適切な対応をいただきますようお願いいたします。

【サービス利用を断られた利用者への対応】

発熱等により、社会福祉施設等（通所・短期入所等に限り）から利用を断られた利用者については、必要に応じて訪問介護等の提供の検討を行っていただくこととなりますので、そのための情報収集に努めていただきますようお願いいたします。

【サービス担当者会議】

感染のまん延を防止する観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話やFAX等での照会により意見を求めることができますものとして、その場合も、足立区条例によりその内容を記録し、5年間保存することが必要となります。

なお、担当者等を招集して会議を開催する必要がある場合には、参加者には手洗い等感染防止を徹底してください。

【モニタリング】

モニタリングの実施については、感染のまん延を防止する観点から、利用者の状況の把握において電話やFAX等による方法を活用し、その経過や内容を記録しておくことで、基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。この場合においても、必要と認める場合には、感染防止を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いいたします。

担当：足立区福祉部高齢者施策推進室長付

介護保険課 介護事業者支援係 TEL 03-3880-5727

事業者指導係 TEL 03-3880-5746

保険給付係 TEL 03-3880-5743